フィリピン共和国車両検定制度の展開 (2)
—基礎調査とその結果について—

高　橋　　清

1 は じ め に

本編はフィリピン共和国車両検定制度の展開 (1)の続編であり，前回の内容の背景に引き続いて新しい車検制度のフィジビリティスタディの基礎資料として各種調査を行った結果，明らかになった事情をまとめたものである。故に新車検制度のフィジビリティスタディ作成までの過程として位置づけて御理解いただく為に，紹介することにする。

2 現　　状

車検制度導入に際し，状況を把握するに必要な基礎的調査を行った。その項目及び結果は次の様であった。

(1) 車両状況

① 自動車の保有および普及率，生産と輸入，国内需要

比国全土の自動車の登録台数は約116万台強（1984年）であり，1982年の暮れからの景気停滞現

表 1　NUMBER OF M.V. REGISTERED, BY TYPE, BY CLASSIFICATION CY 1984

TYPE OF MOTOR VECICLE / CLASSIFICATION	CARS	UTILITY VEHICLES	BUSES	TRUCKS	MC／TC	TRAILERS	TOTAL	% SHARE TO TOTAL
PRIVATE	343,747	340,553	3,676	86,335	245,500	15,921	1,035,732	88.86
FOR HIRE	8,344	56,353	11,253	7,407	2,753	972	87,082	7.47
GOVERNMENT	6,071	19,815	350	6,200	5,080	141	37,657	3.23
DIPLOMATIC	2,560	—	—	2,129	—	397	5,086	0.44
TOTAL	360,722	416,721	15,279	102,071	253,333	17,431	1,165,557	—
% SHARE TO TOTAL	30.95	35.75	1.31	8.76	21.73	1.50	—	100.0

表2　NUMBER OF MOTOR VEHICLES, BY YEAR POPULATION PER M.V.

	CARS, U.V., MC/TC			BUSES, TRUCKS		
YEAR	1981	1982	1983	1981	1982	1983
PHILIPPINES	869,781	945,802	1,056,352	136,249	141,378	144,451
METRO MANILA	402,305	426,324	464,337	42,759	44,476	46,167

	TOTAL			population*	population/M.V.
YEAR	1981	1982	1983	1983	1983
PHILIPPINES	1,006,030	1,087,180	1,200,803	51,956,071	43.3
METRO MANILA	445,064	470,800	510,504	6,525,508	12.8

*Source : NEDA

表3　1984 NUMBER OF M.V. REGISTERED, NEW-RENEWAL, BY REGION, BY CLASSIFICATION

MV CLASSIFICATION		REGION													
		I	II	III	NCR	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	TOTAL
CARS	NEW	119	105	3,325	7,457	391	4	172	953	30	10	47	101	8	12,722
	RENEWAL	11,288	2,572	38,815	219,871	24,147	3,398	12,168	15,084	1,624	2,298	4,621	9,255	2,859	348,000
V.U	NEW	545	963	2,466	7,858	3,092	76	530	1,027	154	175	264	370	90	17,610
	RENEWAL	24,405	8,192	56,455	161,374	47,017	9,488	20,568	18,780	6,644	7,348	12,318	18,678	7,844	399,111
TRUCKS	NEW	73	806	886	1,637	205	24	161	665	60	19	118	70	35	4,759
	RENEWAL	4,795	2,500	14,525	27,682	9,234	2,659	10,875	6,060	2,577	2,125	4,783	6,607	2,890	97,312
BUSEN	NEW	42	77	70	65	95	19	18	6	16	7	16	2	—	433
	RENEWAL	2,252	251	2,330	4,623	2,194	798	370	490	293	230	304	550	161	14,846
MC/TC	NEW	2,206	1,925	3,804	5,348	1,959	356	1,053	2,267	919	668	1,025	1,588	248	23,366
	RENEWAL	21,519	9,993	36,484	35,085	21,346	10,296	13,969	19,024	7,845	12,789	14,917	19,733	6,967	229,967
TRALLERS	NEW	72	37	460	360	103	38	46	151	17	4	46	15	12	1,326
	RENEWAL	774	583	4,336	6,201	1,331	97	652	633	227	92	242	828	74	16,105
TOTAL	NEW	3,057	3,913	11,011	22,725	5,845	517	1,980	5,069	1,196	883	1,516	2,146	393	60,216
	RENEWAL	65,033	24,091	152,945	454,836	105,269	26,736	58,602	60,071	19,210	24,882	37,185	55,651	20,795	1,105,341

象による影響が表れるまでは年間増加率は平均するとおよそ10%の増加傾向である。またマニラ首都圏では48万台と全国の登録台数116万台の40%を占めている。(表1)　自動車一台当りの人口(人)では全国で43.3人だがマニラ首都圏では12.8人と普及率が高い。(1983年，表2)

自動車の生産および輸入は，比国では自動車の国産化政策のため，完成車の輸入は原則として禁止されており，フィリピナス　ニッサン(写真1)を始めとするKDや，フランシスコ　モーター(写真2)を始めとする国産自動車(ジープニ等)の生産のみであり，新車登録台数によると1984年には6万台(2輪車を含む)であったが(表3)その前年までは年間平均13万台の増加がみられた。

また国内需要は前述のごとく景気停滞のため，新車の需要は頭打ちである。

② 機種別(乗用車，商用車)

自動車登録台数の内枠として乗用車の台数は1984年に約36万台で全体の31%を占め，バン，ワゴン，ジープニ等の商用車は約41万台と全体の約36%を占める。(表1，表3)

③ 中古車需要及び車令別状況

写真1　フィリピナス　ニッサン

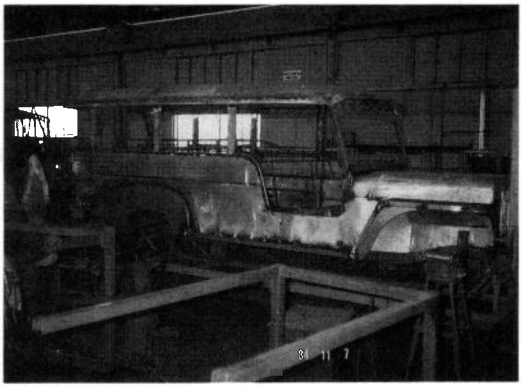

写真2　フランシスコ　モーター

中古車売買の実態統計は無いが，新聞等の売買広告や業者の聴取調査等により推定すると中古車需要は高いものと思われる。また車令別にみると全国で車令10年を超える車両数は23万台と全体の23%を占め，マニラ首都圏のみでは，マニラ首都圏全体に対して19%と新車の度合が高い。（表4）

表4　VEHICLE DISTRIBUTION BY YEAR
1981

YEAR MODEL	（全　国）ESTIMATED NUMBER	NATIONAL CAPITAL REGION
1982	29,409	
1981	98,726	28,243
1980	96,503	35,554
1979	98,840	41,010
1978	93,642	43,192
1977	82,059	41,046
1976	70,214	33,752
1975	72,848	32,426
1974	56,317	25,570
1973	38,841	19,404
1972	36,948	15,858
1971	29,344	12,730
1970	56,511	8,984
1969	27,725	10,002
1968	25,422	13,112
1967	18,297	11,239
1966	14,193	7,874
1965	13,931	6,146
1964 and below	46,262	19,468
TOTAL	1,006,030	405,465

(2)　整備工場の実情

①　技術水準及び整備能力

自動車整備工場は商業省により認定を受けその分類は

(イ)　5スターA工場（自動車メーカーとフランチャイズ方式を結んでいる整備工場で，作業ストールが21以上のもの）

(ロ)　5スターB工場（A工場と同一方式であるが，作業ストールが11以上のもの）

(ハ)　5スターC工場（A工場と同一方式であるが，作業ストールが10のもの）

(ニ)　4スター工場（ディーラー又はサブディーラーで20以上の作業ストールのあるもの）

(ホ)　3スター工場（独立した整備工場で10以上の作業ストールを持つもの）

(ヘ)　2スター工場（主にガソリンスタンドに併設された工場）

(ト)　1スター工場（アクセサリー等の部品取付作業場など）

の7つに区分され，それぞれ機器設備や工場作業場等の面積，作業員等の数，工場の表示に関する規定があり，これらの内容から5スター，4スター，3スターのランクの整備工場は自動車を整備修理する能力があると判断される。

② 整備用機器，検査用機器の技術水準及び量的確保

5スター，4スター，3スターの整備工場に立入調査したところ，車検機器を用いた車検が行なわれていないにもかかわらず一部の整備工場を除いて，機器ではホイールアライメントテスタ又はサイドスリップテスタ，及びピット又はリフターを設置してあるが，その機器の精度については必ずしも維持されているとは思われない。その他の検査用機器及び整備用機器については，充分な設備を有していない工場は必要に応じ購入の検討をしている状態であった。

(3) 整備技術者の養成

ディーラー系及びサブディーラー系の5スター及び4スター工場では自動車メーカーから部品やマニュアル等の入手が容易で，かつ，優秀な職員については日本等で訓練を受けさせるなどの対応をとっている。また一定の資格を有する整備技術者に対し国家技能検定（資料1）を行い整備士資格を与えている。（表5）

表5　フィリピン自動車整備士技能国家認定状況

	3　級		2　級		1　級
年	受験者	合格者	受験者	合格者	
1977	148	81	未実施		
78	246	136			
79	432	228	26	7	未実施
80	1,569	447	63	11	
81	1,735	602	130	22	
82	2,553	980	59	24	
83	3,764	1,499	52	29	
84	869（6月現在）	433（同左）	72（同左）	46（同左）	
計（84，6時）	11,316	4,406	402	139	

実施機関—N.M.Y.C.

整備技術者の教育機関は次の通り

図1　整備技術者の養成

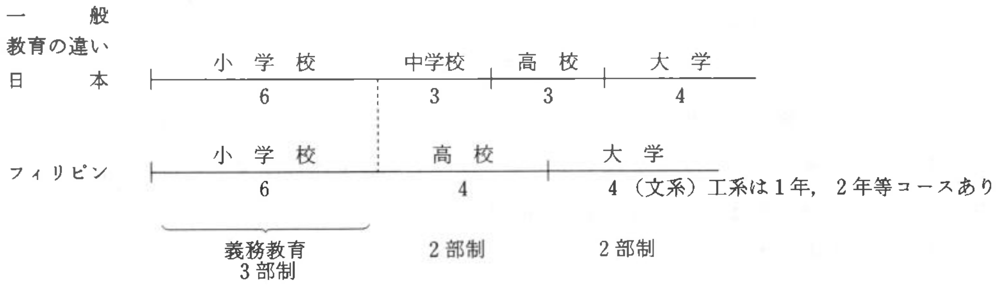

高　　校	自動車科あり（私立のみ）		
大　　学	自動車科あり（公立，私立）	T.U.P. マリキナ等20校以上	自動車科（工科）1年，2年修了
専門学校（民間）	高校卒業生を対称としている	メトロマニラで20校以上	2年修了
N.M.Y.C（国立の職業訓練校）	高校中退者を対称（NMYCだけ）		
	自動車科について言えば	エンジンコース	3ヶ月修了
		シャシ	〃
		エレクトリカル	〃

資料1

自動車整備士技能国家認定（要約）

1．一般通則

(1)　1級，2級及び3級に分類（(注) 現在のところ1級は実施されていない）

(2)　学科試験及び実技試験

(3)　試験項目

①　試験時間

②　作業要領

③　出来ばえ

(4)　対象車種は，乗用車及びトラック（ガソリン及びジーゼルエンジン）

(5)　本整備士は，公道で使用されない農耕用トラクター，建設機械には適用されない

2．3級整備士

(1)　受験資格（下記のいずれか一つ）

①　整備工場における2年以上の整備補助者の経験

②　国立職業人材及び青少年育成評議会（NMYC ; National Manpower & Youth Council）主催の自動車整備学科又は文部省の認定した360時間以上の学科を卒業した者であって1年以上の実務経験

③　労働省が認めた見習コースを卒業した者であって，1年以上の実務経験

(2)　学科試験

小学校卒業程度の学力及び自動車の基礎的な構造，装置の知識

(3)　実技試験

①　自動車の必要とされる簡単な整備（グリース，オイル交換，ホイール交換等）

②　自動車の電気系統，エンジンチューンアップ，足廻り等の基礎的な整備

3．2級整備士

(1)　受験資格

①　3級整備士の資格があって，1年以上の実務経験

②　2年以上の大学の自動車学科を卒業した者であって，1年以上の実務経験

③ 専門学校における1,100時間以上の自動車学科を卒業した者であって，１年以上の実務経験

④ 上記のうちいずれか一つに加え運転免許を取得していること

(2) 学科，実技試験

３級整備士の基礎的学力，実技に対し，中等の学力，実技が要求される

3　現行の車検制度の実情

現行の車検制度の内容に関する調査で判明したことは次の通りであった。

(1) 基本法（登録制度，車両検査）

運輸通信省陸運局の主要な業務は，自動車の登録に関する業務，自動車の免許証の発行に関する業務，自動車の取締に関する業務など広範囲な一方，公共輸送機関であるバス，ジープニの路線許可や料金設定及びタクシーの運賃や料金メーターの封印については運輸通信省の附属機関であるＢＯＴ（運輸委員会）が扱い，自動車整備工場の認定業務については商業省の業務になっている。

自動車の登録制度及び車両検査に関する基本法は共和国法律第4136号「陸上輸送並びに交通規則に関する法律」で，五章から成り立っている。内容は以下の通り。

第一章　○本法の目的
　　○用語の定義
　　○行政庁の役割

第二章　○自動車の登録義務
　　○申請方法，車両の種別
　　○登録料
　　○登録証，ナンバープレートの発行

第三章　○自動車の登録
　　○自動車の登録，ナンバープレートの不正使用
　　○乗客及び貨物
　　○自動車の構造，装置
　　　タイヤ，制動装置，警音器，前照灯，灯器の制限，尾灯，制動灯，２輪車その他の灯器，駐車灯，ワイパー，30cm四方の赤旗の使用，消音器

第四章　○交通ルール
　　○最高速度の制限及び右側通行の原則
　　○追越し，追抜き，交差点での右左折
　　○車両通行及び標識（信号）
　　○右左折及び駐車

資料 2

BLT FORM NO. 1

REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
MINISTRY OF TRANSPORTATION AND COMMUNICATIONS
BUREAU OF LAND TRANSPORTATION
EAST AVENUE, QUEZON CITY

TO: MV INSPECTOR – THIS FORM WILL BE USED AS A SOURCE DOCUMENT IN COMPUTERIZATION. FILL UP COMPLETELY AND ACCURATELY IN INK.

MOTOR VEHICLE INSPECTION REPORT

MVIR　　№ 219711

OWNERSHIP AND DOCUMENTATION

OWNER'S COMPLETE NAME AND ADDRESS	AGENCY	DATE
	AUTHORIZED AGENCY (*For hire only*)	FILE NUMBER
ACQUIRED FROM (*Complete Name and Address*)	TYPE OF REGISTRATION: ○ 1. NEW ○ 2. RENEWAL ○ 3. OTHERS (*Specify*)	
	MVRR NUMBER (*latest*)	CHPG CONTROL NUMBER
ENCUMBRANCE (*Company Name and Address*)	CERT. OF PAYMENT NUMBER (*C.P.*)	INFORMAL ENTRY NUMBER (*I.E.*)
	INSURER:	POLICY NUMBER
KIND OF VEHICLE: ○ 1. NEW ○ 2. 2ND HAND ○ 3. REBUILT ○ 4. CAR ○ 5. TRUCK ○ 6. HIRE ○ 7. MC ○ 8. TC ○ 9. OTHERS (*Specify*)	EXPIRY DATE / CERT. OF COVER NO.	ENDORSEMENT NO.
	DATE OF ENDORSEMENT / AMOUNT OF COVERAGE: PL ₱	TPL ₱
REMARKS:	I HEREBY CERTIFY THAT ALL INFORMATION AND THE STENCIL BELOW ARE TRUE AND CORRECT.	INSPECTOR'S PRINTED NAME & SIGNATURE

IDENTIFICATION AND INSPECTION

CLASSIFICATION	MAKE	PLATE NO.	DENOMINATION STICKER NO.	VALIDATION STICKER NO.
MOTOR NUMBER	SERIAL/CHASSIS NUMBER		BODY NUMBER	
SERIES / TYPE OF BODY	COLOR	NO. OF DOOR / YR. MODEL / TOTAL PISTON DISPLACEMENT (cu./cm.)	NO. OF CYL	FUEL USED

BODY	○ 1 SAFE	○ 2 UNSAFE	○ 3 DILAPIDATED	
DOOR/WINDOW	○ 1 GOOD	○ 2 LOOSE	○ 3 UNSAFE	
WINDSHIELD	○ 1 GOOD	○ 2 DEFECTIVE	○ 3 NONE	
C/TY M/G	○ 1 COMPLETE	○ 2 INCOMPLETE	○ 3 INACCURATE	○ 4 NONE
APPEARANCE	○ 1 NEAT	○ 2 FAIR	○ 3 UNSIGHTLY	
CHASSIS	○ 1 GOOD	○ 2 UNSAFE		
SPRING	○ 1 GOOD	○ 2 UNSAFE	○ 3 WEAK	○ 4 LOOSE
SEAT	○ 1 NEAT	○ 2 FAIR	○ 3 WORN OUT	
BATTERY	○ 1 GOOD	○ 2 DEFECTIVE	○ 3 LEAKING	
FUEL TANK	○ 1 GOOD	○ 2 LEAKING	○ 3 UNSAFE	

ACCESSORIES: ○ RADIO ○ CB ○ YELPER ○ AIRCON ○ SPARE TIRE ○ TOOLS ○ EWD ○ BATTERY

DRIVE: ○ AUTOMATIC ○ POWER ○ OVER ○ CONVENTIONAL

MAX. HEIGHT	MAX. LENGTH	MAX. WIDTH	OVERHANG	EXCESS OVERHANG	WHEEL BASE
FRONT SEAT	NO. OF AXLE	SIZE OF TIRES: FRONT	REAR	KIND OF TIRES: FRONT	REAR

TRUCK	GROSS WEIGHT	WEIGHT EMPTY	CAR	SHIPPING WEIGHT
	NET WEIGHT	PASS. CAPACITY		PASS. CAPACITY

I HEREBY CERTIFY THAT ALL INFORMATION AND THE MEASUREMENTS AT THE BACK ARE TRUE AND CORRECT.　　INSPECTOR'S PRINTED NAME & SIGNATURE

OPERATION AND SAFETY TEST

IGNITION SYSTEM	○ 1 GOOD	○ 2 DEFECTIVE	○ 3 LOOSE	
ENGINE	○ 1 NEAT	○ 2 FAIR	○ 3 DIRTY	
HEADLIGHTS	○ 1 COMPLETE	○ 2 NO DIMMER	○ 3 GLARING	
STOP LIGHT	○ 1 GOOD	○ 2 DEFECTIVE	○ 3 NONE	
PARK LIGHT	○ 1 GOOD	○ 2 DEFECTIVE	○ 3 NONE	
SIGNAL LIGHT	○ 1 GOOD	○ 2 DEFECTIVE	○ 3 NONE	
INTERIOR LIGHTS	○ 1 GOOD	○ 2 DEFECTIVE	○ 3 INCOMPLETE	
DIMMER SWITCH	○ 1 GOOD	○ 2 DEFECTIVE	○ 3 NONE	
TIRES	○ 1 GOOD	○ 2 WORN OUT	○ 3 UNSAFE	○ 4 SPARE
WHEELS	○ 1 NORMAL	○ 2 UNSAFE	○ 3 WOBBLY	○ 4 UNALIGNED
STEERING	○ 1 NORMAL	○ 2 STIFF	○ 3 LOOSE	○ 4 UNSAFE
WIPER	○ 1 GOOD	○ 2 DEFECTIVE	○ 3 NONE	

TRANSFER LEVEL	○ 1 GOOD	○ 2 DEFECTIVE	○ 3 LOOSE	
CLUTCH SYSTEM	○ 1 GOOD	○ 2 DEFECTIVE	○ 3 LOOSE	
HORN	○ 1 STANDARD	○ 2 DEFECTIVE	○ 3 ILLEGAL	
FOOT BRAKE	○ 1 GOOD	○ 2 DEFECTIVE	○ 3 LOOSE	
HAND BRAKE	○ 1 GOOD	○ 2 DEFECTIVE	○ 3 LOOSE	
PANEL GAUGES	○ 1 GOOD	○ 2 DEFECTIVE	○ 3 COMPLETE	○ 4 INCOMPLETE
SMOKE EMISSION	○ 1 NORMAL	○ 2 SMOKE BELCHER		

I HEREBY CERTIFY THAT ALL INFORMATION ARE TRUE AND CORRECT AND THAT AN ACTUAL TEST WAS CONDUCTED.　　INSPECTOR'S PRINTED NAME & SIGNATURE

○ APPROVED
○ DISAPPROVED
FOR REGISTRATION　　CHIEF INSPECTOR/TDS

MOTOR NO. STENCIL HERE	CHASSIS/SERIAL/BODY NUMBER STENCIL HERE

○雑則
第五章　○罰則
○徴収金

また自動車の検査にかかわる構造，装置の基準は本法第三章の規定の他に，車両への停止表示器材の備付の義務が大統領令第229号に，停止表示器材の基準については省令第1号(1976年12月10日付）に規定され，高速道路，一般道路及び橋梁を通過する車両の許容される車両総重量，全幅，全高，全長等については省令第2号（1973年8月9日付）に規定されている。

その他自動車登録及び車両検査にかかわる関係通達として，自動車登録の新制度の規則は省令第3号（1980年9月24日付)，関連する局長通達第71号（1981年1月1日付）がある。

(2)　検査基準及び方法（国営検査機関，検査項目）

運輸通信省陸運局はマニラ首都圏を含む全国13のリージョン（行政区）にそれぞれ支局を置き各支局に陸運事務所(全国で190ヶ所)を設置し自動車の登録業務を実施しているが，登録の前段階で登録の一環として車両検査を自動車検査担当者（全国で235名）により実施している。

この検査は原則として車両の提示が義務付けられていて，自動車検査票（資料2）の内容について各検査項目をチェックすることとなっているが，年間100万台もの車両を235名の検査担当者で検査するため事実上検査を徹底することができない。またトラック，バス等の大型車両については重量測定機，全長，全幅，全高測定機がなかったり，一部施設が不足しているため，検査を実施しないで合格にしている事務所が見受けられる。つまり基本的には自動車の検査要領があるものの，検査の対象となる項目が同一確認のみに終わっている。

(3)　車検期間

毎年一回登録更新時に実施されるが,新車登録についても国が検査を実施する。但しロードローラ，トロリー電車，路面清掃車，スプリンクラー，芝刈機，ブルドーザ，グレーダー，フォークリフト，水陸両用車，クレーンは適用除外とする。

4　自動車メーカーの車検制度導入に対する見解

(1)　メーカーの関心度

日系メーカー数社を調査したところ現在の比国の交通実態を理解しているためか，比国の車検制度導入への関心が高い。しかしながら，日本の車検制度そのままの導入では比国には向かないとしている。また，古い車両（めどとして車令が10年以上）の安全性は極めて低下しており，これらの車検は特に重要であるとの見解である。

メーカー側としては新車に対する検査は既にメーカー出荷時に実施しているため，さらに国で新車検査する必要はないとし，車検機器がないメーカーは新たに機器を購入するなど設備投資をしなければならず，それに対する負担がかかるとの意見があった。

(2)　検査基準及び方法

自動車検査機器を設置しているメーカーにあっては何らかの社内検査基準があるものと思われる。

(3) 社内検査の実情，整備用検査用機器設置状況，整備要員の技術水準

乗用車メーカーにあっては自動車検査機器を備えており，車両の出荷時に完成検査を実施している。また整備要員等については日本などのメーカーで訓練させる等の体制をとっている。

5　あとがき

今回，新車検制度のフィジビリティスタディおよび現在までの進捗状況を一緒にまとめる事ができなかったので，次の機会にフィジビリティスタディと現在比国で行われている車検制度について紹介する事にする。

参　考

高橋　清：JICA 業務連絡書
高橋　清：JICA 事務連絡
高橋　清：JICA 報告書　1号，2号，3号，4号
高橋　清：JICA 総合報告書
高橋　清：フィリピン共和国車両検定制度の展開 (1) 論叢16号